

研究会報告 骨子(案)

I はじめに(趣旨)

- 定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村が相互に連携・協力し、圏域全体で必要な生活機能等を確保することによって、地方圏への人口定住を促進する施策である。
- 定住自立圏構想では、中心市のオフィスや工場などに周辺市町村から通勤することを想定し、人口4万人超・昼夜間人口比率1以上といった中心市要件が定められているが、生活経済圏域の中心的な都市であるにもかかわらず、中心市要件を満たさない都市も少なくない。
- 平成23年度に、これらの都市の状況について調査を実施したところ、国立公園や国定公園などの豊かな自然を有する地域(「多自然地域」という。)に通勤する住民が多いことから、昼夜間人口比率が1未満となるなどして、中心市要件を満たさない都市が存在することが判明した。
(例:北海道北見市、山梨県富士吉田市など<別添1参照>)
- 多自然地域では、豊かな地域資源を活かし、観光地における宿泊業や飲食業などの雇用が創出されており、昼夜間人口比率が1を超えているケースも多い。
- このような多自然地域を後背地に持つ拠点都市は、定住自立圏の中心市要件を満たさないものの、一定の都市機能を担い、豊かな地域資源を活かした雇用を創出する多自然地域を支える拠点的な都市としての機能を発揮していると考えられる。
- 多自然地域における就業の場は、地域資源といわば密接不可分であり、雇用を創出する豊かな地域資源を有する多自然拠点都市圏について、広域的な振興策のあり方を検討した。

II 多自然拠点都市圏の意義

(1) 居住拠点都市と多自然地域による圏域の形成

【多自然拠点都市圏の特性】

- 多自然地域は、地理的・環境的に厳しい自然条件のもとにあり、国立公園等の法

規制もあって、必ずしも居住には適していないことから、居住拠点都市が後背地で働く人々の生活に必要な一定の都市機能を提供し、圏域全体を支えるいわば扇の要としての役割を果たしていると考えられる。多自然地域を後背地とする居住拠点都市の衰退は、後背地を含む圏域全体の衰退にもつながる恐れがある。

- 多自然地域の地域資源を活かした就業の場は、工業製品の部品工場や企業の支店等とは異なり、他の地域に移すことはできないため、多自然地域が有する地域資源を積極的に保全・活用する観点からも、その特性に着目した振興策を検討する必要がある。

【圏域全体の振興策の必要性】

- 定住自立圏は周辺地域から中心市への住民の通勤・通学の動態に注目しているのに対し、多自然拠点都市圏は拠点都市に住んで周辺地域に通勤するという逆の流れに注目し、生活経済圏域の一体性をとらえようとするもの。
- 定住自立圏構想では、都市と周辺地域が連携して圏域全体の活性化を図る広域連携の枠組みによる施策展開を支援しているが、多自然拠点都市圏についても圏域全体の活性化を図る広域連携の枠組みづくりを後押しすべきではないか。

(2) 居住拠点都市と多自然地域の役割

【定住自立圏の中心市と周辺市町村】

- 定住自立圏では、就業の場である中心市に、居住に必要な都市機能が集積しており、「集約とネットワーク」に基づき、周辺市町村の住民は中心市が整備する生活機能を積極的に活用することとしている。

【居住拠点都市と多自然地域】

- 多自然拠点都市圏では、多自然地域が豊かな地域資源を活かした就業の場を創出し、豊かな自然を活かした産業・観光等の面で重要な役割を担っているが、必ずしも居住には適していないため、拠点都市が多自然地域で働く人々の居住の場となっていると考えられる。
- 地域資源を活かして付加価値を生み出す多自然地域と、多自然地域の就業の場や働く人々を支える居住拠点都市の広域連携を進めることが、多自然地域のポテンシャルを高め、圏域全体の発展につながるのではないか。

Ⅲ 多自然拠点都市圏の現状

(1) 基本的考え方

【生活経済圏域としての実態】

- 定住自立圏構想では、オフィスや工場などを有する中心市に周辺市町村から通勤することを想定しており、人口4万人超・昼夜間人口比率1以上を中心市の要件として設けている。
- 多自然拠点都市圏では、多自然地域において地域資源を活かした雇用が創出され、都市に住んで後背地に通勤するという通勤形態によって居住拠点都市の昼夜間人口比率が1未満となるケースが生じていると考えられるが、周辺市町村における就業者のうち多くが拠点都市から通勤するなどの人口流動があり、実態として拠点都市を中心とした生活経済圏域としての一体性を有すると考えられる。

(2) 地域資源を活かした雇用創出

【多自然地域における就業の場】

- 多自然地域においては、風光明媚な自然景観、温泉、農林水産物などの、他の地域に移すことのできない豊かな地域資源を活かした雇用が創出され、宿泊業、飲食業、食品加工業などに従事する人が多いと考えられる。

◆ 多自然地域における就業の場（例）

類型	代表的な就業の場	拠点都市の例
宿泊・飲食	・ホテル、旅館 ・地産地消レストラン	伊達市、うるま市、人吉市、新宮市
食品加工	・農水産物加工場 ・酒造、ボトリング	富良野市、北見市、御殿場市、 新宮市、人吉市
資源活用	・木材加工場 ・アルミ缶工場	北見市、御殿場市、新城市
医療・福祉	・温泉病院 ・特別養護老人ホーム	御殿場市 新城市
レジャー ・観光	・観光、アウトドア施設 ・ゴルフ場、スキー場	伊達市、富良野市、御殿場市、 新宮市、うるま市

【雇用の特性】

- 多自然地域における就業の場は、豊かな地域資源と密接に関連して付加価値を生み出しており、工業製品の部品工場や企業の支店のように容易には他の地域に移すことはできない特性を有する。

- ◆ ポテトチップスの工場は、原材料であるジャガイモの収穫地の近くで加工することが効率的であるため、多自然地域に立地した。
- ◆ アルミ缶の製造過程には、豊かな水と清潔な空気が必要であり、多自然地域が製造に適している。

○ このような産業は、季節によって必要な労働力に差がある業種も多く、非正規の短期労働者を多く雇用しているが、人口の少ない多自然地域だけでは安定的に労働力を確保することが難しいため、居住拠点都市から従業員を確保しているケースも多いと考えられる。

- ◆ 農産物加工業や水産物加工業は、原料の収穫（水揚げ）時期に、パート・アルバイトなどの短期労働者を多く雇用しているが、多自然地域だけでは必要な労働力が確保できないため、居住拠点都市等の住民を多く雇用している。
- ◆ 繁忙期の24時間3交代勤務や早朝深夜にわたる勤務に対応した送迎バスを拠点都市まで出している工場やホテル等もある。

(3) 居住拠点都市に求められる都市機能

【生活に必要な都市機能】

○ 居住拠点都市には、生活を支える基礎的な都市機能が必要なほか、便利で快適な生活を送るための高次の都市機能、小児科や産婦人科など若い子育て世代が安心して暮らせる都市機能も求められると考えられる。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活を基礎的な都市機能 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所 ・小学校、中学校、高校（※1） ・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア（※2） ・路線バス | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高次の都市機能 <ul style="list-style-type: none"> ・総合病院
（産婦人科、小児科、夜間急病センター等） ・専門学校、大学 ・百貨店、ショッピングセンター ・都市銀行の支店 ・高速道路のIC |
|--|--|
- ※1 小・中学校までは地元の学校に通学していても、近隣の都市に高校がないため、高校進学の際に大都市等に転居せざるを得ない世帯が多く、高校の存在は不可欠である。
- ※2 今やコンビニエンスストアがあれば、インターネットで注文した商品の宅配便の受け取り、チケットの予約・購入、ATMによる預金の引き出し等が可能であり、日中自宅を不在にすることの多い共働き世帯でも、日常生活に必要なものを入手することができる。

【若い子育て世代にとって魅力的な機能】

○ 若い世代の定住を促進するにあたっては、サッカーや野球などのクラブ活動ができる規模の学校や、家族連れが週末を過ごすことができるショッピングモールなどの、都市的な生活を送ることができる機能も重要と考えられる。

◆ 若い子育て世代の居住に必要な都市機能の例

- ・産婦人科、耳鼻科、小児科の専門医
- ・少なくとも1学年2クラス程度の学校（※1）
- ・レンタルビデオ店、スポーツクラブ
- ・子育て世代が週末を過ごせる場所（※2）

※1 人口の少ない多自然地域では、複式学級となるケースもあり、小中学生が切磋琢磨する意識を持つことが難しい。野球・サッカー等のクラブ活動を行うためにも、少なくとも1学年2クラス程度あることが望ましい。

※2 車で1時間程度以内のところに、映画館なども備えた大型ショッピングモールなどの、都会的な雰囲気を味わうことができる場所があれば、家族連れで週末を半日過ごすことができる。

【業務サポート機能】

- 多自然地域には十分な都市機能がない場合が多いため、居住拠点都市はビジネスホテル、会議室、農林水産物の販売・仕入拠点としての道の駅など、多自然地域の就業の場を支える業務サポート機能を有していると考えられる。

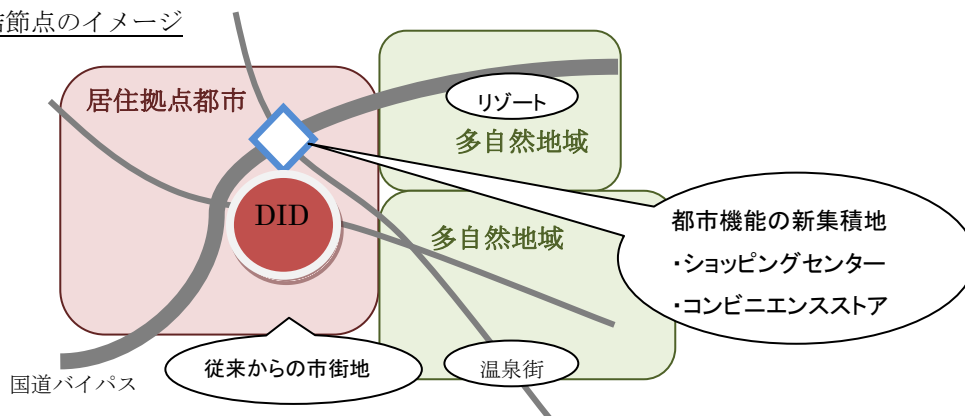
◆ 業務サポート機能の例

- ・ホテル向けのリネン工場、飲料会社の営業所
- ・ビジネスホテル、会議室
- ・工場設備のメンテナンス、電気・水回りの修繕
- ・多自然地域の農林水産物の販売・仕入拠点となる道の駅の直売所

【拠点都市と多自然地域の結節点】

- 居住拠点都市の外縁部と多自然地域への通勤路線の結節点から歩いて行ける範囲内にこれらの施設等が立地し、双方の市町村の住民が活用できる都市機能が集積している例も多いと考えられる。
- このような結節点となるエリアを戦略的に形成することで、若い世代も移り住むような一定の人口集積を創出することが可能となり、拠点都市の都市機能を活用しながら、多自然地域の就業の場へ通勤することもできるのではないかと。

結節点のイメージ



(4) 居住拠点都市から多自然地域に通勤するライフスタイル

【働く人の考え方】

- 多自然地域は地域資源を活かした雇用を創出し、圏域において重要な役割を果たしているものの、国立・国定公園などのゾーニング規制の影響を受け、地形が急峻であるなど、必ずしも居住に適しているとは言えないため、居住拠点都市から通勤する住民が多いと想定される。
- 特に子育て世代には、一定規模の学級や総合病院などの充実した教育・医療環境を求めて、居住拠点都市に住むことを選択する人が多いと考えられる。また、仕事とプライベートを分けるためにも、職住一体は必ずしも若い世代の希望に沿うとは限らず、一定の通勤時間を確保することがかえって望ましいという意見もあった。

- ◆ 多自然地域では、複式学級など学校の規模が小さいため、切磋琢磨する意識が起きにくく、サッカーなどの部活動も成立しにくいとされる。居住拠点都市の高校等に進学した際に、送迎が大変であるため、居住拠点都市に住むことを選択することも多い。
- ◆ 多自然地域への通勤は信号待ちや渋滞が少なく、通勤負担が少ない。15分程度の通勤時間があれば、車の中で快適に気分転換をすることができるという声もある。

【企業としての考え方】

- 多自然地域に立地する企業が、居住拠点都市に社員寮を設けている例もある。企業としても、従業員の家族の日常生活を考えると、居住拠点都市から通勤することには肯定的な意見も多かった。

- ◆ 社員寮を就業先の近くに設置していたが、生活に不便で入居希望者が少なかったため廃止し、居住拠点都市から通勤することとなった。
- ◆ 居住拠点都市の最遠地を目安として通勤手当の上限額を設定しているため、自動車通勤で持ち出しが出るケースは少なく、居住拠点都市からの通勤に対して十分な措置が講じられている。

(5) 圏域としての一体性

【広域連携の現状】

- 拠点都市から多数の住民が通勤している多自然地域との間には、自治体、民間の組織レベルでも様々な広域連携が見受けられた。

- 多自然拠点都市圏においては、圏域で一部事務組合を組織し、社会福祉施設の運営、し尿処理、消防・救急等の事務を実施している例が多い。
- 青年会議所等の民間団体が、拠点都市を中心として広域的に活動している場合もあり、通勤・通学以外の面でも、従来から圏域としての結びつきがあると考えられる。〈別添2参照〉

IV 多自然拠点都市圏の振興に向けて

(1) 圏域の考え方

【基本的考え方】

- 以下のような居住拠点都市と多自然地域を包含する生活経済圏域を、多自然拠点都市圏として振興の対象としてはどうか。〈別添3参照〉

(2) 居住拠点都市の考え方

【多自然地域を支える拠点都市】

- 定住自立圏構想における中心市は、生活に必要な基本的な都市機能が主としてどのような地域に整備されているか等を踏まえ、人口4万人超・昼夜間人口比率1以上を要件としている。
- 一方、定住自立圏の中心市には該当しないものの、一定の都市機能が集積し、雇用創出力を有する後背地の多自然地域を支える拠点的な都市を中心とする圏域を多自然拠点都市圏としてとらえ、圏域全体を振興策の対象とすべきではないか(都市圏という概念で、市街地を形成する都市だけでなく、その都市を中心に多くの住民が日常的に通勤通学や買い物等で移動する広域エリア全体をとらえるもの)。
- 市町村合併によって農漁村的性格の強い町村同士が合併し、人口要件上は市の要件を満たして市になった場合など、人口規模や昼夜間人口比率だけでは都市機能の集積状況を判断することが難しい場合もあるのではないかと。

【拠点都市に求められる都市集積】

- 歩いて暮らせる範囲に病院や学校などの居住に必要な都市機能が集積している場合には、地方圏でも市街地の人口が増加している例もあるなど、都市機能の集積と人口密度には一定の相関関係が見られる。従って、都市的地域としての特質を表す指標として、人口規模だけでなく、「人口集中地区」の人口(「DID人口」という。)が一つの目安となるのではないかと。

- 明治・昭和時代には、人口2～3万人以上の連たんする市街地が市の要件とされていたが、車やバス等による周辺人口の流入を考慮しても、拠点都市には一定のDID人口が都市機能を支えるために求められるのではないか。
- DID人口が一定規模以上で、一定の都市機能の集積があり、雇用創出力のある多自然地域に多くの住民が通勤するような居住拠点都市を、いわば多自然地域の扇の要として自立的な圏域形成を促すべきではないか。
- DID人口のメルクマールとしては、地方圏でもDID人口が増加している例が見受けられ、一定の都市機能が集積していることから、DID人口1万人以上が一つの目安になるのではないか。

◆ 観光地など交流人口が多いといった事情のないD I D人口が1万人未満の市については、行政機能は残っているものの、ファーストフード店やレンタルビデオ店などの民間施設の出店がない傾向がある。

◆ 中心市街地において、歩いて通学できる範囲の小学校区に1万人以上の人口規模があれば、1学年2クラス以上の小学校が十分に維持できると考えられる。

$$10,000 \text{ 人} \times 0.053 (\text{※}) \div 6 = 83.3 \text{ 人}$$

※総人口に対する小学生の割合（平成24年4月1日現在、総務省統計局推計）

<参考>市制要件の変遷（抜粋）

明治22年 市制町村制施行時

- ・人口凡そ2万5千以上の市街地

昭和23年 地方自治法改正

- ①人口5万人以上
- ②中心市街地を構成している区域内にある戸数（連たん戸数）6割以上
- ③都市的業態人口が6割以上
- ④都道府県の条例で定める都市的業態を備えること

平成12年 市町村合併特例法改正

- ・平成16年3月31日まで（後に平成22年3月31日までに延長）に合併によって成立する場合には、人口3万人以上であれば、上記①～④の要件を備えているとみなす。

平成22年（新）市町村合併特例法改正（現行）

- ・平成32年3月31日までに合併によって成立する場合には、上記①～④のいずれかを欠いていても可。

<参考>D I D人口の推移

	平成17年	平成22年
富良野市	14,535	14,581
伊達市	22,000	22,078

<参考>D I D人口規模別の都市機能の存在状況 <別添4参照>

都市機能	DID人口	
	8,000～10,000人	10,000人～12,000人
スポーツ・健康教授業	84.4%	96.2%
情報処理・提供サービス業	50.0%	69.2%
専修学校、各種学校	56.3%	69.2%
損害保険業	28.1%	50.0%
新聞業	21.9%	46.2%

※平成21年経済センサスに基づき、全市を対象に民間都市機能が存在する確率を調査した。

(3) 多自然地域の考え方

【多自然地域の定義】

- 多自然地域は、豊かな自然を有し、固有の地域資源を活かした雇用が創出されていることを想定しているが、豊かな自然を有することを表す指標としては、国立・国定公園に属していることや、林野率80%以上であること等が一つの目安となるのではないかと。(三大都市圏の都市整備区域等に含まれる市町村、政令指定都市への通勤通学割合が10%以上である市町村は対象外としてはどうか。)

【多自然地域における雇用創出と居住拠点都市からの人口流動】

- 定住自立圏構想では、中心市への通勤通学割合が10%以上であること等の要素を考慮して、周辺市町村に該当するかどうかを判断することとされている。
- 多自然拠点都市圏では、多自然地域において雇用が創出され、居住拠点都市から通勤する住民が多いことを表す指標として、昼夜間人口比率が1以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上であることが一つの目安となるのではないかと。
- 高校生の通学や雇用のミスマッチ(雇用の場があっても本人の希望と職種が必ずしも一致しないケース)等を考慮すれば、昼夜間人口比率が0.9以上(一方的に10%以上の通勤通学による流出は起きていない)で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が20%以上である場合についても、地域で一定の雇用(5人に1人が拠点都市から通勤するほどのもの)を生み出しており、居住拠点都市との結びつきも強いと言えるのではないかと。
- 通勤通学10%、20%という割合のほか、多自然地域の就業の場に多くの人々が通っているというという意味で、例えば通勤者数300人以上(いわゆる大企業一社分)で線引きしてはどうか。

(4) 定住自立圏構想との関係

【実態に応じた施策展開】

- 多自然拠点都市圏は、定住自立圏構想では振興策の対象として想定されていないものの、実態としては拠点都市を中心とした生活経済圏域としての一体性を有しており、定住自立圏に準じた形で、実態に応じた施策展開を行うべきではないかと。
- 後背地となる多自然地域の市町村に通う人口を仮に加えて(引き戻して)試算すれば昼夜間人口比率が1を超えるような都市については、また雇用創出力を有する多自然地域の市町村にとって都市機能を依存すべき都市が他に存在しないという観点からも、一定規模のDIDや都市機能の集積が認められる居住拠点都市に

については、定住自立圏の中心市に準じた役割を果たすべき都市として位置づけるべきではないか。

- 多自然地域を後背地とする拠点都市を中心とした圏域は、豊かな森林資源・水資源・地熱や風光明媚な観光資源を有し、エネルギーや食料も地域で自給できる可能性が高く、豊かな地域資源を活かした地場産品の6次産業化や観光交流人口の拡大等によって、単なる都市的支店経済とは異なった、足腰の強い真の定住自立圏を確立できるポテンシャルを有するとも言えるのではないか。

【定住自立圏の一類型】

- 多自然拠点都市圏については、いわば多自然型定住自立圏とも言うべき生活経済圏域であり、定住自立圏の一類型として、その特性に応じた振興策を講じるべきではないか。
- 多自然拠点都市圏においても、定住自立圏と同様に、拠点都市と周辺の市町村が議会の議決を経て協定を締結し、圏域全体の将来像や連携して推進する具体的取組を定めた上で、広域的な施策展開を図ることが重要ではないか。
- 定住自立圏では通勤通学10%圏に入っていない周辺市町村でも一定のつながりが認められれば、圏域に加わることも可能とされているが、多自然拠点都市圏においても、通勤通学割合が10%未満でも居住拠点都市と通勤通学、買い物、通院等で一定のつながりが認められる周辺市町村であれば、圏域に加わるができることとしてはどうか。

(5) 多自然拠点都市圏における施策

【居住拠点都市に求められる施策】

- 居住拠点都市は、病院や学校など圏域住民の居住に必要な都市機能等を整備するとともに、多自然地域の就業の場を支える機能等の充実を図り、圏域全体のマネジメントに一定の役割を果たすべきではないか。

【多自然地域に求められる施策】

- 定住自立圏構想の周辺市町村は、環境、食料生産等の観点から役割を果たすことが期待されているものの、雇用の場は中心市に存在し、周辺市町村の住民は中心市が集約的に整備する都市機能を活用することとされており、周辺市町村に雇用の場が多いかどうかは要件上問われていない。
- 一方、豊かな地域資源を活かした雇用を創出する多自然地域の市町村は、一定の都市機能が集積する拠点都市の機能を効果的に活用しながら、農林水産業、観光等による雇用創出も含め、圏域全体の活力創出に向けた重要な役割を担うこ

とが期待される。

- 多自然地域に存在する地域資源を有機的に連携させることによって、エネルギーや食料の自給も含めた圏域の自立を図るとともに、豊かな自然を活かした圏域全体の更なる魅力の向上につながるのではないかな。

【圏域内のネットワーク強化】

- 圏域内のネットワークを強化し、都市機能の集積する居住拠点都市と、豊かな地域資源を有する多自然地域の市町村が、効果的に連携・協力することによって、必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化につなげるべきではないかな。

(取組例)

- ・圏域全体の住民が買い物、通院などに複合的に利用できる多機能型コミュニティバスを運行
- ・クリエイターなどの創造的人材が多自然地域で働けるようブロードバンド環境を整備
- ・複数の市町村が共同で土産物売り場や観光案内所を設置
- ・木質バイオマス、水力、地熱、風力などの自然エネルギーによる発電等により、エネルギーの地域自給を達成

【地域資源を活かした振興策】

- 多自然地域の豊かな地域資源を効果的に活用することによって、交流人口の拡大、食料・エネルギー等の自給力向上と域内循環の促進、自然環境の保全などの取組を実施し、圏域全体の活性化を図ることが重要ではないかな。

→「定住自立圏・多自然拠点都市圏」推進調査事業（平成 25 年度予算案）

＜別添 5 参照＞

(6) 地方財政措置のあり方

【居住拠点都市に対する財政措置】

- 定住自立圏構想では、昼夜間人口比率が1を超えており住民基本台帳人口に比べて昼間人口が多いことや、広域連携施策を展開する上で中心市の役割が大きいこと等による財政需要を踏まえ、中心市に手厚い包括的財政措置が講じられている。
- 多自然居住拠点都市は、圏域全体に対して必要な都市機能を提供し、多自然地域を支えるいわば扇の要としての機能を発揮しているため、広域連携施策を展開する上での役割等を踏まえ、定住自立圏の中心市に準ずる形で一定の財政措置を講じてはどうか。

＜参考＞ 定住自立圏構想の包括的財政措置（特別交付税）

- ・中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、昼夜間人口比率、周辺市町村の数・人口・面積を勘案して上限額を算定（中心市の人口規模は加味されていない）
- ・周辺市町村については、1市町村当たり一律に年間1,000万円を上限

【多自然地域の市町村に対する財政措置】

- 通勤による住民の流動性が高く、拠点都市と一体的な生活経済圏域を形成する多自然地域の市町村の広域的に連携した取組に対し、定住自立圏の周辺市町村と同様の措置を講じてはどうか。
- 多自然地域の市町村は、豊かな地域資源を活かした雇用の場を創出しているという面から、圏域における重要な役割を果たしており、昼夜間人口比率が1を超えているケースもある。
- 定住自立圏の中にも、豊かな地域資源を活かした雇用を創出し、昼夜間人口比率が1を超えている周辺市町村が存在するが、このような市町村に対する特別の財政措置は現在講じられていない。

【今後の課題】

- 豊かな自然に恵まれる多自然地域の町村については、地域資源等を活かして若い世代の移住・定住を図ることにより、持続可能な人口構成を目指している特徴的な事例の調査研究を進めているところ。〈別添6参照〉
- 昼夜間人口比率が1を超えている多自然地域の市町村等については、定住自立圏の周辺市町村などで同様の要件を満たす自治体と合わせ、当該調査研究の結果も踏まえ改めて、その果たすべき役割に応じた支援のあり方を検討してはどうか。
- 現行制度上、人口減少が著しい地域については過疎対策、自然・経済・文化的諸条件に恵まれないものの一定の人口集積を有する地域については辺地対策として、振興策が講じられている。
- 日本全体の人口が減少に転じている状況で、単に人口が減少して厳しいということだけで手厚い財政措置を講じ続けることは難しく、将来的に人口が持続可能な水準で下げ止まることが見通せるポテンシャルの高い地域を重点的に支援することも検討すべきではないか。
- 多自然地域には、豊かな地域資源を活かした雇用を創出し、人口が社会増に転じている地域も存在することから、過疎債・辺地債等の特性を踏まえ、こうした地域に対する振興策について今後更に検討を深めるべきではないか。